

# 統計豆辞典

有業者（ゆうぎょうしゃ）

就業状態に関する統計には、労働力調査のほか国勢調査、就業構造基本調査等があります。労働力調査及び国勢調査では、特定の1週間の状態によって労働力人口と非労働力人口とに区分するのに対し、就業構造基本調査では、ふだんの状態によって有業者と無業者とに区分します。

就業構造基本調査において『有業者』とは「ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者」及び「仕事は持っているが現在は休んでいる者」をいいます。一方、「ふだん全く仕事をしていない者」及び「臨時的にしか仕事をしていない者」を『無業者』と呼びます。

家族が自家営業に従事した場合は、その家族が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたこととなります。仕事があつたりなかったりする人や、忙しい時だけ実家を手伝う人などで、「ふだんの就業状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を有業者とします。